

目 次

はじめに

1	事業の仕組みと当社の役割	1
2	UCRが斡旋する受入地（以下、「UCR受入地」）に搬入する土砂	1
3	留意していただくこと	2
4	UCR受入地の受入日及び受入時間	2
5	UCRの営業日等	2
6	UCR受入地の受入料金	2
	土質区分基準（表－1）	3
	土質区分判定のための調査試験方法（表－2）	4
	コーン指数（qc）の測定方法（参考表）	4

第 I 章 発注機関の皆様へ

1	UCR受入地を利用できる発注機関	5
2	UCR受入地利用の申込方法	5
3	UCR受入地の利用条件	5
4	発注工事の請負契約上の措置	5
5	工事請負者への証明書類の交付	6
6	土質不適合、設計変更時等の措置	7
7	UCR利用の全体フロー	8
	工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）	9

第 II 章 請負者の皆様へ（UCR受入地の利用を申し込まれる皆様へ）

1	利用申込みの手続と手順	10
2	搬入申込みのフロー	14
3	UCRへの提出書類	15
4	留意事項	17
5	受入地別提出書類一覧表	18

第 III 章 運搬についての注意事項

様 式 集	23
-------	----

平成26年度首都圏事業受入地位置図	50
平成26年度UCR建設発生土受入地一覧表	52
試験項目・注意事項	54
平成26年度UCR受入地別建設発生土の有害物質試験項目等一覧表	56
地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影	59

注 意 事 項

- ◎試験実施前に、工事平面図・標準横断図・土質柱状図などをご用意の上、試料採取方法や試験項目・頻度について、UCR担当者までご相談ください。
- ◎受入地の事業計画変更等により受入可能時期・土量・土質等が変更になる場合があります。その際ご希望に沿えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

ご利用を検討されている担当者の皆様には、設計・積算の段階で最新の情報を問い合わせさせていただきますようお願いいたします。(詳細はP5を参照願います。)

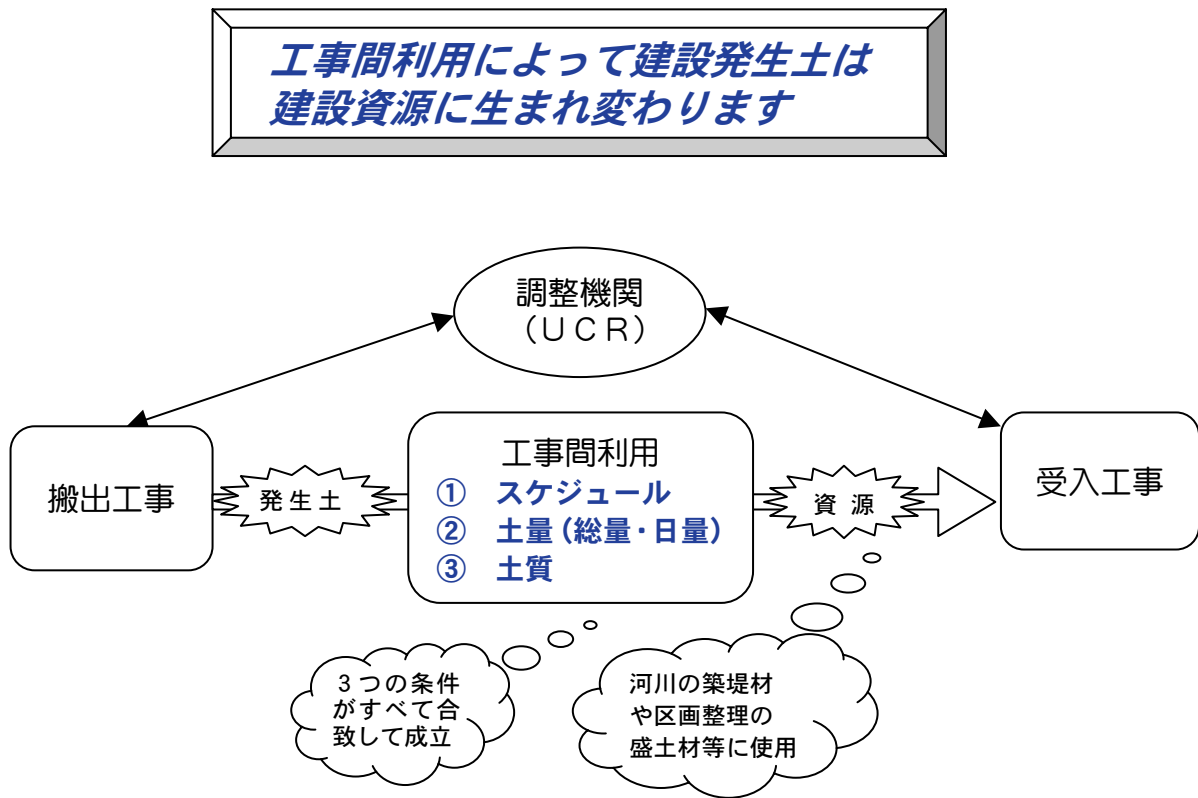
※地質分析事業者の紹介は、下記協議会へお問い合わせください。

- | | |
|-------|--|
| ◇東京都 | 東京都環境計量協議会
TEL 03(5855)0260
URL http://www.toukankyo.org/index.html |
| ◇埼玉県 | 埼玉県環境計量協議会
TEL 048(649)5499
URL http://www.saikankyo.jp/index.html |
| ◇神奈川県 | 神奈川県環境計量協議会
TEL 0467(87)2112
URL http://www.shinkankyou.com/index.html |

はじめに

UCRの首都圏事業は建設発生土を資源として有効利用することを通じて公共事業の円滑な推進と循環型社会づくりに貢献することを目的としています。

1 事業の仕組みと当社の役割



2 UCRが斡旋する受入地（以下、「UCR受入地」）に搬入する土砂

- (1) 搬入可能な土砂は、土砂搬入申込書に記載された土砂に限ります。
土砂搬入申込書に 記載された工事現場以外の土砂は、搬入できません。
- (2) 建設発生土の土質区分は、土質区分基準（表—1）により分類されます。
次のような土砂は、搬入できません。
 - ① 受入地が定める基準に適合しない土砂（土質、有害性等）
 - ② 関係する法令の基準値を満たさない土砂
 - ③ 一般廃棄物及び産業廃棄物が混入している土砂

3 留意していただくこと

- (1) 搬入時期や土量、試料採取方法等受入地毎の調整が必要となりますので、搬入手続きの前に、必ず事前にUCR担当者と協議してください。
事前協議がない場合は搬入をお断りする場合もあります。
- (2) UCR受入地の事情により、受入計画に変更があった場合などに、**受入地の変更**をお願いする場合があります。
- (3) 悪天候、交通事情、突発的事故等により受入れができない場合には、受入れを停止又は制限する場合があります。
- (4) 「土砂搬入管理券」は、第三者に譲渡することはできません。
譲り受けた「土砂搬入管理券」は、無効です。

4 UCR受入地の受入日及び受入時間

- (1) 受入日は、原則として日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、夏期休暇（旧盆等）、年末年始を除く平日とします。土曜日については、別途受入地毎に定めます。
- (2) 受入時間は受入地毎に定めますが、**午前8時30分から午後4時30分までを標準**とします。
なお、夜間の受入れが可能なUCR受入地もあります。

5 UCRの営業日等

UCRの営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、年末年始を除く平日（月曜日から金曜日）、営業時間は午前9時から午後5時30分です。

また、問い合わせ先は「首都圏課TEL（03-6427-3366）」です。

6 UCR受入地の受入料金

- (1) UCR受入地の受入単価は、「受入地」によって異なりますので、「平成26年度UCR建設発生土受入地一覧表（P52～53）」を参照してください。
- (2) **受入料金 = (発券土量 × 受入単価) + (消費税)**
発券土量 = 発券枚数 × ダンプ1台当たりの積載土量
- (3) 土砂搬入管理券は、搬入申込土量の搬入に必要なダンプの台数分購入してください。
発券枚数 = 搬入申込土量 ÷ ダンプ1台当たりの積載土量 … (端数切上げ)
※ 平均単位体積重量が1.8t/m³の場合、10t車で5.55m³、4t車で2.22m³、3t車で1.66m³、2t車で1.11m³
受入料金の払い込みの確認をした後、申請内容とおりに発行します。

表 - 1

土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2),3),4)}	コーン 指数 q _c ^{*5)} kN/m ²	土質材料の工学的分類 ^{*6),7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) W _n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土 ⁸⁾		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800以上	人工材料	改良土{I}	—	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400以上	人工材料	改良土{I}	—	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			粘性土	シルト{M}、粘性土{C}	40%程度以下	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4a種	200以上	人工材料	改良土{I}	—	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
第4種改良土	有機質土	有機質土{O}	40~80%程度			
泥土 ^{*1),9)}	泥土 a	200未満	人工材料	改良土{I}	—	
	泥土 b		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
泥土 c	高有機質土	高有機質土{Pt}	—			

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。

例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系(社)地盤工学会と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 環境庁通知)

・地山の掘削により生ずる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建築工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表 - 2

土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 ^{*1)}	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 ^{*2)}	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

参考表

コーン指数 (qc) の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法 (JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268) をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75 mmふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5 mmふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100 ± 0.4 mm 容量 $1,000 \pm 12$ cm ³
	ランマー	質量 2.5 ± 0.01 kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに 30 ± 0.15 cmの高さから 25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm ² 、先端角度 30度のもの
	貫入速度	1 cm / sec
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5 cm、7.5 cm、10 cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5 cm、7.5 cm、10 cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の断面積 3.24 cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判定する。

第 I 章 発注機関の皆様へ

1 UCR 受入地を利用できる発注機関

- (1) 国及び地方自治体等（都県、区市町村及び関連する公社等）
- (2) 特殊法人、独立行政法人、国立大学法人
- (3) 公益企業及び区画整理組合、再開発組合等
- (4) 民間企業（工事請負者が当社の出資会社の場合等）

2 UCR 受入地利用の申込方法

(1) 「UCR 利用調整会議」での申込み（原則、年 1 回）

公共工事の場合には、UCR 受入地の利用を調整するために「UCR 利用調整会議」がおかれています。

「UCR 利用調整会議」は、毎年 1 回、UCR 受入地リストを各構成機関に提示しています。そのリストに基づき利用希望を募り、調整のうえ搬入工事ごとに UCR 受入地を決定しています。

「UCR 利用調整会議」の構成機関は、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、（独）都市再生機構、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、首都高速道路（株）及び（株）建設資源広域利用センター（UCR）です。

事務局は、（株）建設資源広域利用センター（UCR）におかれています。

(2) 「UCR 利用調整会議」対象以外での申込み（随時）

『「UCR 利用調整会議」での調整がなされなかった公共工事』及び『民間工事』につきましては、事前にホームページや問い合わせにより UCR 受入地の最新情報をご確認ください。よろしくお願いいたします。

また、発注時点で UCR に直接相談いただければ、UCR 受入地の最新情報を確認のうえ、建設発生土の受入れが可能か調整させていただきます。

3 UCR 受入地の利用条件

受入地、土質、搬入方法については、「平成 26 年度 UCR 建設発生土受入地一覧表（P52～53）」をご覧ください。

受入料金は、受入地によって異なります。

4 発注工事の請負契約上の措置

- (1) 請負工事契約の**特記仕様書**などに、「搬入する UCR 受入地」の場所、「土量」、「受入単価」、「試験に関する事項」などの**条件を明記**してください。
- (2) 工事の積算額の中に、「**UCR 受入地までの運搬経費**」、「**UCR 受入料金**」、

「試験費用」（未実施の場合）を計上してください。

- (3) UCR受入地は工事間利用を基本としていますので、土砂搬入申込み後、受入先との協議等に所定の日数を必要とします。土質試験・受入地協議・条例上の手続・発券手続期間を考慮した余裕のある発注を心掛けてください。（P13参照）

5 工事請負者への証明書類の交付

公共工事の発注機関の皆様には、工事の請負者が、UCR利用申込みに際して必要となる下記の事項の確認及び証明をお願いいたします。

(1) 土砂搬入申込書の事実確認及び証明（監督員の記名、押印）

(様式 1)

年 月 日

土 砂 搬 入 申 込 書

〔新規／第 回変更（土量増、工期延伸 承諾番号 _____）〕

(株) 建設資源広域利用センター 御中
 工事請負者 住 所
 法人名
 代表者職氏名 印

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。
 なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が見された場合は速やかに撤去します。

搬入先（受入地名）			
発注機関			
工事名			
工事場所			
契約工期	当初・変更前	年 月 日	～ 年 月 日
	変更後	"	～ 年 月 日
搬入申込土量 （地山）	当初・変更前	変更後	差引増
	m ³	m ³	m ³
土 質	第 種建設発生土 （ ）	平均単位体積重量 （地山）	t / m ³
	汚染要因となる環境項目への該当 <input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域		
工事請負者担当者（氏名）		（電話）	（携帯）
搬入承諾書送付先（FAX）		（宛名）	

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関（所属）	
監督員（氏名）	印
（電話）	（FAX）

監督員

➡

注意

- 1) 承諾番号は変更の場合のみご記入ください。
- 2) 平均単位体積重量（地山）は1.8 t / m³とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
- 3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークをご記入ください。
- 4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関（国、地方公共団体、それらの関係機関）の場合は必ず記入・押印してください。

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

(2) 土砂搬入完了精算書の事実確認及び証明（監督員の記名、押印）

(様式 9)
年 月 日

土砂搬入完了精算書

〔承諾番号 _____〕

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所
法人名
代表者職氏名 印

次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先（受入地名）					
発注機関					
工 事 名					
搬入申込土量 m³					
搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³
	t車券	枚	m ³	m ³	
	t車券	枚	m ³	m ³	

上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。

未使用返却券枚数 及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³
	t車券	枚	m ³	m ³	
	t車券	枚	m ³	m ³	

受入単価 昼 / 夜 (地山 1 m³当たり) 円

還付金額 (税込) 円

還付先	金融機関・支店名	口座名義人（フリガナ）	科目	口座番号					
	銀行 支店	()	当座・普通						

備考欄

工事請負者担当者 (氏名) (携帯)
(電話) (FAX)

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関 (所属)	印
監督員 (氏名)	(FAX)
(電話)	

注意 1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なる時、双方の関係をご記入ください。

監督員

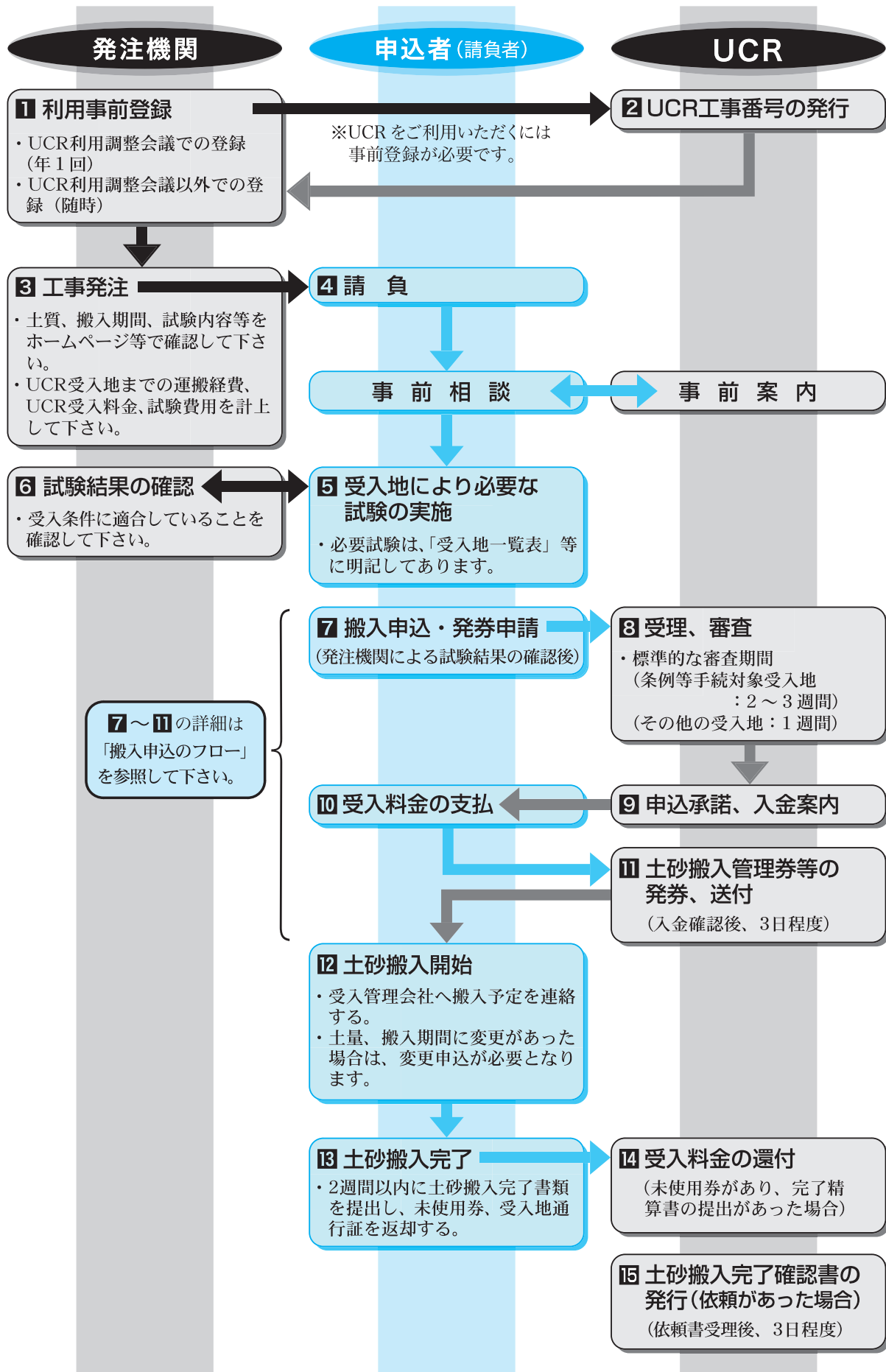


6 土質不適合、設計変更時等の措置

UCR受入地では、それぞれの受入地ごとに「受入事業者と協議して定めた受入基準」があります。その基準に適合した「申込書に記載の建設発生土」に限り搬入できます。

- ・ UCRが搬入を承諾し、UCR受入地に搬入を開始した後であっても、受入基準に適合しない場合には、搬入をお断りし、搬入済みの土砂についても回収していただきます。
- ・ 設計変更や受入基準に適合しないなどの理由により、搬入土量に変更となる場合は、搬入申込の変更又は搬入完了精算の手続が必要となります。(P 15~17 参照)

7 UCR利用の全体フロー



工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）

1. 受入工事は処分地ではありません。
2. 受入側は建設発生土(材料)が無ければ工事ができません。

1. 受入工事は処分地ではありません。

- ◇常時受け入れられるわけではありません。
- ◇必要量しか受け入れません。
- ◇土質条件を満足する土しか受け入れません。

2. 受入側は建設発生土（材料）が無ければ工事ができません。

- ◇受入側にとって建設発生土は材料です。
- ◇必要とする時期に必要量しか受け入れません。
- ◇土質条件を満足する土しか受け入れません。

上記の事柄を念頭に
事前登録を行っ
てください。

河川の築堤材や区
画整理の盛土材等
に使用されます。

①次の条件を考慮して**実施レベルの施工計画**を策定してください。

- a) スケジュール（地元調整・警察協議等も考慮してください。）
- b) 土量（総量・日量）
- c) 土質（複数の土質があれば考慮してください。）

調査票をもとに割
り振りを行います。
十分調整のうえ
作成してください。

②**実情にあった発注計画**を行ってください。

- a) 予算
- b) 地元調整
- c) 現場状況

事前調整されながら
発注されない工事が
多数あります。無理
の無い発注計画を…

③計画変更が生じた場合は、**速やかに連絡**してください。

発注の中止・遅延が生じた場合は、受入地リストの中から再検討してください。

搬入の中止や土量の減少、
搬入時期の遅れなどは受
入側に多大な損害を与え
ます。

第Ⅱ章 請負者の皆様へ (UCR受入地の利用を申し込まれる皆様へ)

1 利用申込みの手続と手順

(1) 申込みに先立って

- ①設計図書でUCR受入地名を確認し、必ず事前にUCR担当者までご連絡ください。試験方法などの確認をさせていただきます。
事前の連絡・確認がない場合には、搬入をお断りすることもあります。
- ②「平成26年度UCR建設発生土受入地一覧表（P52～53 参照）」やホームページからも、必要な試験項目、提出書類を確認できます。
- ③ホームページからは、必要な様式がダウンロードできます。
- ④下書きした書類をUCR担当者にファックスやメールにて送付してください。記載内容を確認いたします。
- ⑤確認後、**発注機関の監督員の確認・押印**を受けてください。
(※先に発注機関の押印を受けると、書類に修正が生じた場合は、監督員の印を再度押印していただくことになります。)

(2) UCRへの申込み及び発券申請（利用申込者）

利用申込者（請負者）は、発注機関の担当者に記入内容の確認を受けた「土砂搬入申込書」（様式1）及び「発券申請書」（様式4）に、必要な書類を添えて、**UCRへ原本を1部郵送**してください。

郵送先

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷二丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル10階 (株)建設資源広域利用センター 受入地担当 宛
--

(3) 土砂搬入承諾書の送付及び入金案内（UCR）

UCRは、「土砂搬入申込書」「発券申請書」他を確認した後、「**土砂搬入承諾書**」及び**入金案内**を利用申込者あてに**ファックスにより送付**します。

(4) 受入料金の支払い（利用申込者）

- ・利用申込者は、「発券申請書」に記載された受入料金を、支払予定日までにUCRの指定金融機関の口座に払い込んでください。
- ・銀行振込手数料は、**利用申込者**がご負担くださるようお願いいたします。
- ・銀行振込を行う際には、**振込依頼書**に「**土砂搬入承諾書**」又は**入金案内**に記載の「**承諾番号**」を必ず記入してください。

※ **承諾番号**が未記入であったり、間違いがありますと、入金の確認ができず、「土砂搬入管理券」の発行ができない場合があります。

UCR 指定金融機関

口座名義人：カ) ケンセツシゲンコウイキリヨウセンター
株式会社 建設資源広域利用センター

銀行名	(銀行コード)	支店名	(支店コード)	科目	口座番号
みずほ銀行	(0001)	公務第一部	(109)	普通預金	1920923
三井住友銀行	(0009)	東京公務部	(096)	普通預金	0134589
三菱東京UFJ銀行	(0005)	本店	(001)	普通預金	7672063
りそな銀行	(0010)	東京営業部	(300)	普通預金	0458965
横浜銀行	(0138)	東京支店	(910)	普通預金	1036347

(5) 入金の確認 (UCR)

UCRは、金融機関からの通知により、受入料金の入金を確認します。
入金の確認は、**入金日の翌営業日以降**となります。

(6) 土砂搬入管理券等の発行及び送付 (UCR)

- ・ UCRは、入金確認後、**土砂搬入管理券、明細書、受入地通行証、搬入に必要な書類等**を発行し、利用申込者に送付します。
- ・ 配送料金は、**利用申込者**がご負担くださるようお願いいたします。
- ・ 土砂搬入管理券を分割購入する場合は、「分割発券申請予定表」を提出のうえ、その都度「発券申請書」を提出してください。

(7) 受入地への土砂の搬入 (利用申込者)

- ・ 利用申込者は、UCR受入地管理員 (**連絡先は、土砂搬入承諾書の下段に記載しています。)**と搬入工程の調整をしてください。受入地によっては、「週間搬入予定表」の提出が必要な場合があります。
- ・ 土砂は、UCR受入地に設けられた受付ゲートで、ダンプ1台ごとに「**土砂搬入管理券**」(A・B券)を提出したうえで、搬入してください。
- ・ 「土砂搬入管理券」は、切取線によりA券とB券に分かれており、使用する前に既に切り離された券は、使用することができません。
- ・ 券には、事前に**バーコード**が印刷してあります。バーコードは、機械処理し

ますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。

- ・管理券は、**工事の請負契約工期内であれば利用できます。**

(工期延伸が生じた場合は**延伸前工期の2週間前までに土砂搬入申込書**により工期延伸の手続きを行ってください。)

(8) 土砂搬入完了書類の提出 (利用申込者)

利用申込者は、土砂搬入完了後、2週間以内に「土砂搬入完了精算書」(申込土量より搬入土量が下回った場合、様式9)又は「土砂搬入完了届」(様式10)を必ずUCRに提出してください。

「土砂搬入完了確認依頼書」(様式11)を提出する場合は「土砂搬入完了届」の提出は不要です。

また、ご使用になった「受入地通行証」は全て返却してください。

(9) 土砂搬入完了確認書の発行 (UCR)

UCRは、「土砂搬入完了確認依頼書」が提出された場合、搬入が完了したことを証する「土砂搬入完了確認書」(P47参照)を発行します。

(10) 注意事項

審査等に必要となる標準処理日数(申込に必要な書類がUCRに届いてから承諾の可否判定を申込者に伝えるまでの標準的な期間)は次表のとおりです。UCR内審査の他に、最終処分地のある県条例による手続きなどUCR外審査が必要となる受入地は、土砂の搬入開始予定日を踏まえ、余裕をもった申込み(変更申込みを含みます。)をお願いします。

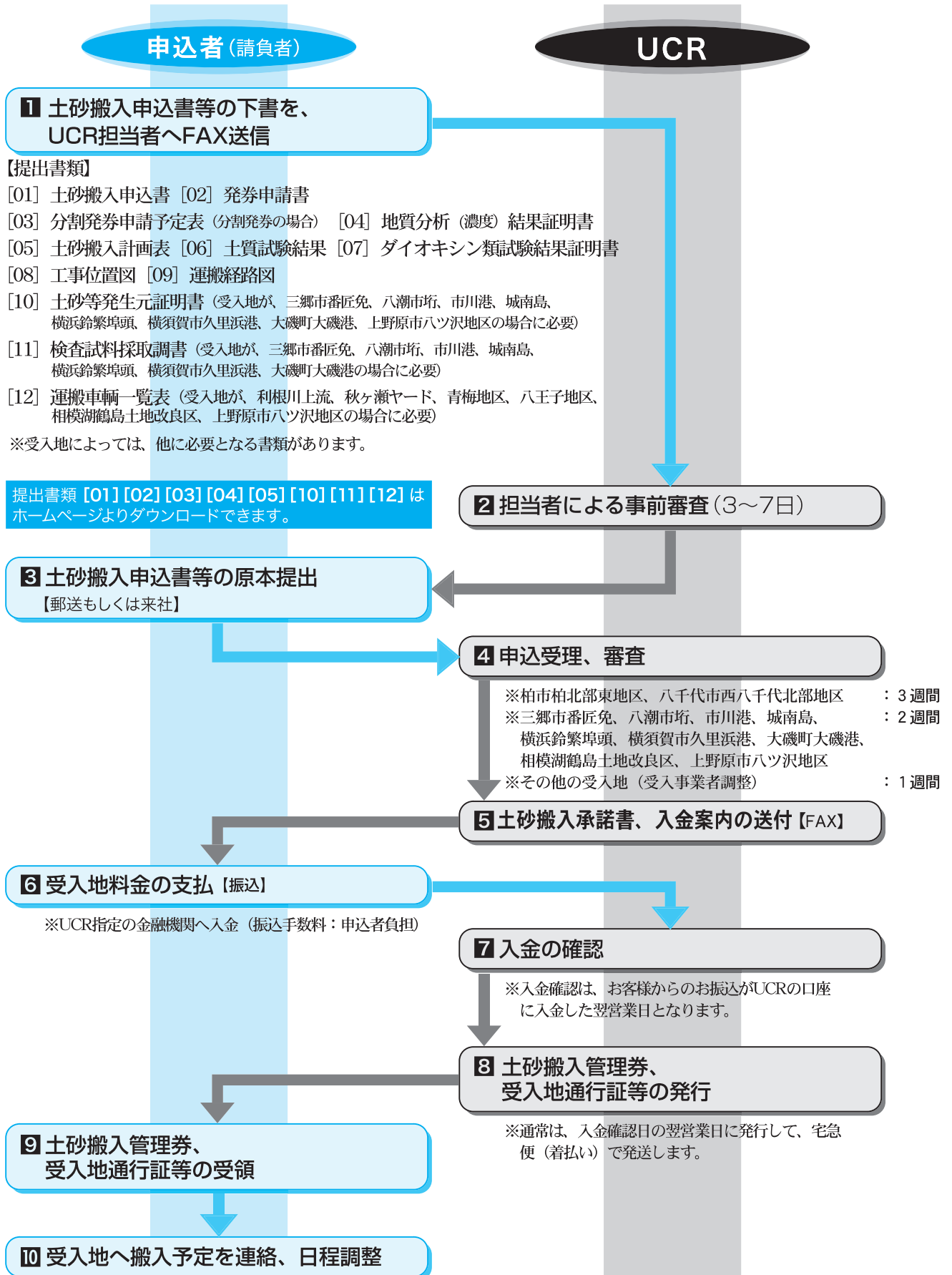
	標準処理日数	審査内容	UCR受入地
UCR内審査	1週間(標準)	書類の内容確認等	全ての受入地
上記に加えて UCR外審査	2週間	(独)都市再生機構審査	柏市柏北部東地区 八千代市西八千代北部地区
	1週間	千葉県条例等手続	城南島 ^{参考①} 横須賀市久里浜港 横浜鈴繁埠頭 ^{参考①} 大磯町大磯港 ^{参考①} 市川港 ^{参考①} 八潮市 ^{がけ参考①}
		栃木県条例等手続	三郷市番匠免 ^{参考②}
		山梨県要綱等手続	相模湖鶴島土地改良区 ^{参考③} 上野原市八ッ沢地区 ^{参考③}

参考①：最終受入地が千葉県内のため、千葉県や関連市の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

参考②：最終受入地が栃木県内のため、栃木県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

参考③：山梨県土砂運搬適正化指導要綱等に基づく手続きが必要となります。

2 搬入申込みのフロー



3 UCRへの提出書類

P18～20「UCR受入地別提出書類一覧表」を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

① 土砂搬入申込書（様式1）

- ・利用申込者が記入した後、発注機関の監督員の確認、押印を受けてください。
- ・土砂の平均単位体積重量は $1.8\text{t}/\text{m}^3$ とします。
これより大きな値を用いる場合は**申込前に事前相談**をしてください。
その場合の平均単位体積重量については、発注者、受入地、UCRなどの立会確認により決定いたします。
- ・土量の増や工期延伸による変更の場合もこの書式を提出してください。

② 土砂搬入計画表（様式2）

各月ごとの搬入計画を記入してください。

③ 分割発券申請予定表（様式3）

土砂搬入管理券の発券を分割で申請する場合にのみ提出してください。

④ 発券申請書（様式4）

- ・土砂搬入管理券は、ダンプ1台当たりの積載重量により10t、4t、3t、2tの4種類の券種があります。
- ・利用申込者は、「土砂搬入管理券」の必要枚数を、券種別に「発券申請書」に記載し、申請してください。
- ・管理券1枚（＝ダンプ1台）当たりの積載土量は次のとおりとします。
10t車… 5.55m^3 、4t車… 2.22m^3 、3t車… 1.66m^3 、2t車… 1.11m^3
「平均単位体積重量」が $1.8\text{t}/\text{m}^3$ より大きくなる場合は、次式により求めた値とします。

$$\text{積載土量}(\text{m}^3) = \text{車種別積載重量}(\text{t}) \div \text{土の単位体積重量}(\text{t}/\text{m}^3)$$

小数第三位以下は切り捨てます。

⑤ 地質分析（濃度）結果証明書（様式5-1）（様式5-2）※受入地により異なる様式あり

- ・地質分析（濃度）試験を実施し、**地質分析（濃度）結果証明書**（計量証明事業者の登録番号に濃度と記入）を提出してください。（**溶出試験26項目は必須。**）（詳細は、「有害物質試験項目等一覧表」P56～58参照）
- ・水素イオン濃度の測定を義務づけている受入地もありますので、UCR担当者に確認してください。

- ・試験を実施する前に掘削する部分の工事平面図や標準断面図をご用意の上、UCR担当者までご相談ください。
- ・試験の実施は、専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
- ・地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、受入地毎に3か月～2年以内と定められていますので、UCR担当者に確認し、有効期間内に提出してください。
なお、千葉県、神奈川県等の受入地の地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、検査試料採取日から6ヶ月以内となっています。
（平成26年度UCR建設発生土受入地一覧表「受入地ごとの注意事項」P52～53参照）
- ・試料採取位置を記入した平面図、試料採取状況写真（カラーで鮮明なもの。カラーコピー可）を添付してください。
- ・地質分析及びダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影はP59、60を参照してください（**実施にあたっては必ず、UCR担当者に事前相談してください。**）。

⑥ 土質試験結果

UCR受入地によっては、土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の締固め試験、締固めた土のコーン指数試験等の土質試験が必要な場合があります。
（「平成26年度UCR建設発生土受入地一覧表」P52～53及びP55参照）

⑦ ダイオキシン類試験結果証明書

- ・試験を実施する場合は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼してください。
- ・提出書類は、「特定濃度計量証明書」又は、「試験成績書と特定計量証明事業者認定証の写し」です。

⑧ 工事位置図（S = 1 / 2,500 程度）

搬出工事場所が分かる位置図を添付してください。

⑨ 運搬経路図（S = 1 / 25,000 程度）

搬出工事場所からUCR受入地までの経路図を作成してください。

なお、受入地によっては、搬入車両の確認、交通規制の実施等のために「**運搬車両一覧表**」を提出していただく場合があります。

① 土砂等発生元証明書（様式 6-1）（様式 6-2）

② 検査試料採取調書（様式 7-1）（様式 7-2）

次の受入地においては、㊶及び㊷の書類を提出してください。

㊶及び㊷の書類を提出する受入地：「三郷市番匠免」、「城南島」、「横浜鈴繁埠頭」、「大磯町大磯港」、「横須賀市久里浜港」、「市川港」

㉔ **工期・発生土量の変更に伴う証明書（様式 8）**

㊶の書類を提出していて、工期や発生土量に変更が生じる場合は、変更後の㊶の書類に添付して提出してください。

㉕ **土砂搬入完了精算書（様式 9）**

発注機関の設計変更や土質等の受入条件が合わない等のため、申込土量より搬入土量が減となった場合に提出してください。

未使用の土砂搬入管理券がある場合は、受入料金の還付ができます。

土砂搬入完了精算書を受理してから 30 日以内に利用申込者が指定する銀行口座へ精算金額を振り込みます。

※ **受入料金の還付を受ける場合、公共機関（P5 発注機関の(1)～(3)）の発注工事にあっては発注機関の確認が必要です。**

※ 未使用の土砂搬入管理券もあわせて提出してください。

㉖ **土砂搬入完了届（様式 10）**

搬入申込土量全量の搬出が完了した場合に提出してください。「土砂搬入完了確認依頼書」を提出する場合は不要です。

㉗ **土砂搬入完了確認依頼書（様式 11）**

「土砂搬入完了確認書」の発行を希望する場合に提出してください。

㉘ **運搬車両一覧表（様式 12-1）（様式 12-2）**

受入地に建設発生土を搬入するダンプを全て記載してください。

提出する受入地：「青梅地区」、「八王子地区」、「相模湖鶴島土地改良区」、「上野原市八ツ沢地区」、「利根川上流」、「秋ヶ瀬ヤード」

4 留意事項

悪天候、交通事情、突発的事故等により受入ができない場合には、受入を停止又は制限せざるを得ない場合がありますので、UCR受入地の受入担当者との連絡調整を十分にお願いたします。

5 受入地別提出書類一覧表

UCR 受入地提出書類一覧表							
●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類							
	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					
■全受入地共通							
土砂搬入申込書(様式 1)	●	●	●				HPよりダウンロード可
工事位置図	●						
運搬経路図	●						
土砂搬入計画表(様式 2)	●	●	●				HPよりダウンロード可
分割発券申請予定表(様式 3)	○	○					〃
発券申請書(様式 4)	●	●		●			〃
地質分析(濃度)結果証明書 (様式5-1あるいは5-2)	●	○		○			〃 受入地により異なる様式あり
試料採取位置図	●	○		○			
試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届(様式 10)					●※		HPよりダウンロード可
土砂搬入完了精算書(様式 9)						●	〃
土砂搬入完了確認依頼書 (様式 11)					○	○	〃
仮置場使用確認書	●	○					受入地担当者に確認願います。
※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は提出不要です。							
■荒川下流各築堤、幸手市幸手中央地区							
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○			
土質試験結果	●	○		○			
■青梅、八王子各地区、相模湖鶴島土地改良区							
ダイオキシン類試験結果証明書	○	○					水底土砂のみ
運搬車両一覧表(様式 12-1)	●	○					HPよりダウンロード可
■利根川上流、秋ヶ瀬ヤード							
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○			
土質試験結果	●	○		○			
運搬車両一覧表(様式 12-2)	●	○		○			HPよりダウンロード可、変更のある都度

※ ホームページの記載か所について ((株)建設資源広域利用センターのホームページ) 首都圏事業の「請負者(申込者)の皆様へ」の中の「ダウンロード(新様式)」をクリックして必要な書式をダウンロードしてください。

	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					
■三郷市番匠免、城南島、横浜鈴繁埠頭、横須賀市久里浜港、大磯町大磯港、市川港							
土砂等発生元証明書 (様式 6-1 あるいは 6-2)	●	●	●	○			HPよりダウンロード可
検査試料採取調書 (様式 7-1 あるいは 7-2)	●	○		○			〃
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
土量計算書	●	●		○			
工期・土量変更証明書		●	●			○	HPよりダウンロード可
■上野原市八ツ沢地区							
土質試験結果	●	○		○	土質区分判定の5項目		
土砂等発生元証明書	●	●	●	○	受入地担当者に確認願います。		
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
運搬車両一覧表(様式 12-1)	●	○		○	HPよりダウンロード可		
■柏市柏北部東、八千代市西八千代北部各地区							
建設発生土搬入申込書	●				受入地担当者に確認願います。		
土質調査書	●				〃		
土壌分析書	●				〃		
緊急連絡先	●				〃		
運搬車両一覧表	●				〃		
通行証貸出申請書	●				〃		
■八潮市坊							
土砂等発生元証明書	●	●	●	○	受入地担当者に確認願います。		
検査試料採取調書	●	○		○	〃		
地質分析(濃度)結果証明書	●	○		○	〃		
検査試料採取位置図	●	○		○	〃		
工事平面図	●	○		○	〃		
工事断面図	●	○		○	〃		
運搬経路表	●	○		○	〃		
工期・土量変更証明書	●	●	●	○	〃		

神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件

(神奈川県及び管内市町村(政令市を除く)発注工事)

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類							
	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					
■横浜鈴繁埠頭、横須賀市久里浜港、大磯町大磯港							
土砂搬入申込書(県C書式)	●	●	●				HPよりダウンロード可
工事位置図	●						
運搬経路図	●						
土砂搬入計画表	●	●	●				HPよりダウンロード可
分割発券申請予定表	○	○					〃
発券申請書	●	●		●			〃
地質分析(濃度)結果証明書	●	○		○			〃
試料採取位置図	●	○		○			
試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届					●※		HPよりダウンロード可
土砂搬入完了精算書						●	〃
土砂搬入完了確認依頼書					○	○	〃
※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合提出不要。							
土砂等発生元証明書	●	●	●	○			HPよりダウンロード可
検査試料採取調書	●	○		○			〃
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
土量計算書	●	●		○			
工期・土量変更証明書		●	●			○	HPよりダウンロード可
副申書	●	●				●	〃
■横須賀市久里浜港(上表に加えて)							
建設残土発生場所等証明書	●	●					HPよりダウンロード可

※ ホームページの記載か所について ((株)建設資源広域利用センターのホームページ) 首都圏事業の「請負者(申込者)の皆様へ」の中の「ダウンロード(新様式・神奈川県都市整備技術センター受付工事)」をクリックして必要な書式をダウンロードしてください。

第Ⅲ章 運搬についての注意事項

- 1 「受入地通行証」は、受入地に入場する際、車両の**前面**の目立つ場所に掲示してください。
- 2 次の車両は、受入地に入場できません。
 - ① 「受入地通行証」を提示していない車両
 - ② 土砂搬入管理券に表示してある重量と異なる車両
 - ③ 違法改造車（差枠等の使用を含む）、高枠車両等の過積載車両
 - ④ ディーゼル車の排出ガス規制（九都県市）に適合しない車両
 - ⑤ 不正軽油を使用している車両
- 3 係員から土質が不相当と判定された土砂は、受付後投入（積降し）中あるいは投入（積降し）後であっても、**申込者（請負者）の責任で持ち帰ってください**。
- 4 搬入途中であっても降雨等でUCR受入地内の状況が悪化した場合には、搬入の**受付を中止する場合があります**。
- 5 受入地の搬入路は、**指定された道路を通行**してください。
- 6 運搬経路は、できるだけ幹線道路をご利用いただき、**生活道路の通行は、ご遠慮ください**。
- 7 **周辺道路を汚さない**ように、タイヤ洗浄機等で土砂を十分にふるい落としした後、UCR受入地から外へ出てください。
- 8 UCR受入地では、**受入地係員の指示に従ってください**。

様式集

様式 1	土砂搬入申込書 ※	24
様式 2	土砂搬入計画表 ※	26
様式 3	分割発券申請予定表 ※	28
様式 4	発券申請書 ※	30
様式 5-1	地質分析（濃度）結果証明書 ※ （様式 5-2 使用の受入地以外）	32
様式 5-2	地質分析（濃度）結果証明書 ※ 「市川港」、「城南島」、「大磯町大磯港」、「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」	33
様式 6-1	土砂等発生元証明書 ※ 「市川港」、「城南島」、「大磯町大磯港」、「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」	34
様式 6-2	土砂等発生元証明書 ※ 「三郷市番匠免」	36
様式 7-1	検査試料採取調書 ※ 「市川港」、「城南島」、「大磯町大磯港」、「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」	38
様式 7-2	検査試料採取調書 ※ 「三郷市番匠免」	40
様式 8	工期・土量変更証明書 ※ 「三郷市番匠免」、「市川港」、「城南島」、「大磯町大磯港」、「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」	42
様式 9	土砂搬入完了精算書 ※	43
様式 10	土砂搬入完了届 ※	45
様式 11	土砂搬入完了確認依頼書 ※	46
その他	土砂搬入完了確認書（当社から発行します） 「土砂搬入完了確認依頼書」の提出を受けて発行します。	47
様式 12-1	運搬車両一覧表 ※ 「青梅地区」、「八王子地区」、「相模湖鶴島土地改良区」、「上野原市八ツ沢地区」	48
様式 12-2	運搬車両一覧表 ※ 「利根川上流」、「秋ヶ瀬ヤード」	49

（参考）

神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件については、P 20 の提出書類一覧表を参照してください。

※ 様式は、下記のホームページからダウンロードできます。（Word、Excel、PDF 形式）

<http://www.ucr.co.jp/>

(様式 1)

年 月 日

土 砂 搬 入 申 込 書

[新規/第 回変更 (土量増、工期延伸 承諾番号 _____)]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所
法人名
代表者職氏名

印

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。

なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。

搬入先 (受入地名)			
発注機関			
工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 工 期	当初・変更前	年 月 日	～ 年 月 日
	変更後	”	～ 年 月 日
搬入申込土量 (地山)	当初・変更前	変更後	差引増
	m ³	m ³	m ³
土 質	第 種建設発生土	平均単位体積重量	t / m ³
	()	(地山)	
汚染要因となる 環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域		
	<input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域		
	<input type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域		
工事請負者担当者 (氏名)	(電話)	(携帯)	
搬入承諾書送付先 (FAX)	(宛名)		

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関 (所属)	
監督員 (氏名)	印
(電話)	(FAX)

注意

- 1) 承諾番号は変更の場合のみご記入ください。
 - 2) 平均単位体積重量 (地山) は1.8 t / m³とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
 - 3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークをご記入ください。
 - 4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関 (国、地方公共団体、それらの関係機関) の場合は必ず記入・押印してください。
- ※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

(記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

土砂搬入申込書

[新規/第 〇 回変更 (土量増、工期延伸 承諾番号 _____

郵送日を記入してください。

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所 **東京都渋谷区渋谷2-17-5**

法人名 **首都圏建設株式会社**

代表者職氏名 **代表取締役 首都圏 太郎** (印)

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。

なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に小数点第3位以下を切り捨ててください。が発見された場合は速やかに撤去します。

搬入先 (受入地名)	青梅地区 (ケ)		
発注機関	広域町水道建設事務所		
工事名	平成〇〇年水23号 広域町水道送水管敷設工事		
工事場所	広域町大字利用		
契約工期	当初・変更前	平成 25 年 6 月 1 日	~ 平成 26 年 2 月 15 日
	変更後	〃	~ 年 月 日
搬入申込土量 (地山)	当初・変更前	2,000.00 m ³	変更後
			差引増 m ³
土質	第 3 種建設発生土	平均単位体積重量	1.8
	(ローム)	(地山)	t / m ³
汚染要因となる環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input checked="" type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域		
	工事請負者担当者 (氏名) 建設 次郎 (電話) 000-000-0000 (携帯) 000-0000-0000 搬入承諾書送付先 (FAX) 000-000-0000 (〒) 123-0045 (宛名) 〇〇県〇〇市〇〇123 首都圏建設(株)〇〇作業所		

上記のとおり相違ないことを申し添えます。	
発注機関 (所属)	広域町広域水道建設事務所
監督員 (氏名)	上水 道男 (印)
(電話)	000-000-0000 (FAX) 000-000-0000

注意

- 1) 承諾番号は変更の場合のみご記入ください。
 - 2) 平均単位体積重量 (地山) は 1.8 t / m³ とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
 - 3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にご記入ください。
 - 4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関 (国、地方公共団体、それらの関係機関) の場合は必ず記入・押印してください。
- ※ 添付書類は U C R 受入地利用案内及び H P 掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

土 砂 搬 入 計 画 表

1 工 事 名 _____

2 工 事 請 負 者 _____

3 土砂搬入予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 搬入申込土量 m^3 、ダンプ総台数 台 (t 車)

5 搬 入 予 定

① 年 月分 土量 m^3 /月、平均土量 m^3 /日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

② 年 月分 土量 m^3 /月、平均土量 m^3 /日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

③ 年 月分 土量 m^3 /月、平均土量 m^3 /日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

④ 年 月分 土量 m^3 /月、平均土量 m^3 /日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

⑤ 年 月分 土量 m^3 /月、平均土量 m^3 /日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

⑥ 年 月分 土量 m^3 /月、平均土量 m^3 /日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

(記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

土砂搬入計画表

1 工事名 平成〇〇年水23号 広域町水道送水管敷設工事

2 工事請負者 首都圏建設株式会社

搬入完了予定日は、契約工期以降に設定することはできません。

3 土砂搬入予定期間 平成〇〇年 7月 3日 ~ 平成〇〇年 11月 6日

4 搬入申込土量 2,000.00m³、ダンプ総台数 361 台 (10 t車)

5 搬入予定

① 〇〇年 7月分 土量 444.00m³/月、平均土量 22.20m³/日、ダンプ延 4台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○			○

② 〇〇年 8月分 土量 355.20m³/月、平均土量 22.20m³/日、ダンプ延 4台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
○	○	○	○				○	○									○			○	○	○	○				○	○	○	○

③ 〇〇年 9月分 土量 222.00m³/月、平均土量 11.10m³/日、ダンプ延 2台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○			○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○		

④ 〇〇年 10月分 土量 699.30m³/月、平均土量 33.30m³/日、ダンプ延 6台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	

⑤ 〇〇年 11月分 土量 279.50m³/月、平均土量 94.35m³/日、ダンプ延 17台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○	○					○																							

⑥ 年 月分 土量 m³/月、平均土量 m³/日、ダンプ延 台/日

1	2	3	4	5	6	7	8	9

・各月のダンプの延台数を足したものがダンプ総台数になるようにしてください。

・各月の土量の合計が搬入申込土量になるようにしてください。

・日当たりダンプ延台数×積載土量=日当たり平均土量

・日当たり平均土量×月当たり稼働(作業)日数=月当たり土量

年 月 日

分割発券申請予定表

1 工 事 名 _____

2 工事請負者 _____

3 搬入申込土量 _____ m³

4 分割申請回数及び発券土量等

申請回数	申請予定日	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)	発券土量の合計 () は累計土量
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	m ³
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	m ³ (m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	m ³ (m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	m ³ (m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	m ³ (m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	m ³ (m ³)
合計		t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	m ³

注意

- 1) 当書類は発券を分割で申請する場合にのみご提出ください。発券申請はその都度別途行ってください。
- 2) 積載土量(地山)は使用車輛のトン数を平均単位体積重量で除し、小数第三位以下を切り捨てた数量とします。
(例) 平均単位体積重量が1.8 t/m³の場合 10 t 車…5.55m³、4 t 車…2.22m³、3 t 車…1.66m³、2 t 車…1.11m³

発券を分割で申請する場合のみ提出してください。

(記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

分割発券申請予定表

1 工 事 名 平成〇〇年水23号 広域町水道送水管敷設工事

2 工事請負者 首都圏建設株式会社

3 搬入申込土量 2,000.00 m³

4 分割申請回数及び発券土量等

申請回数	申請予定日	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)	発券土量の合計 () は累計土量
第 1 回	6 月 2 2 日	10 t 車券 t 車券 t 車券	217枚 枚 枚	5.55 m ³ m ³ m ³	1,204.35 m ³ m ³ m ³	1,204.35 m ³
第 2 回	8 月 1 5 日	10 t 車券 t 車券 t 車券	144枚 枚 枚	5.55 m ³ m ³ m ³	799.20 m ³ m ³ m ³	799.20 m ³ (2,003.55 m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	(m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	(m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	(m ³)
第 回	月 日	t 車券 t 車券 t 車券	枚 枚 枚	m ³ m ³ m ³	m ³ m ³ m ³	(m ³)
合計		10 t 車券 t 車券 t 車券	361枚 枚 枚	5.55 m ³ m ³ m ³	2003.55 m ³ m ³ m ³	2,003.55 m ³

注意

1) 当書類は発券を分割で申請する場合にのみご提出ください。発券申請はその都度別途行ってください。

2) 積載土量(地山)は使用車輛のトン数を平均単位体積重量で除し、小(例) 平均単位体積重量が1.8 t/m³の場合 10 t 車…5.55 m³、4 t 車…2.22 m³、

搬入申込土量 ÷ 積載土量
(端数切上)

発券申請書(第 回)

[承諾番号 _____]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所

法人名

代表者職氏名

印

次のとおり土砂搬入管理券の発券を申請します。

搬入先(受入地名)					
発注機関					
工事名					
搬入申込土量	m ³				
既発券土量	m ³ (a)				
今回発券枚数 及び発券土量	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)	発券土量の合計 (d)
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³
	t車券	枚	m ³	m ³	
	t車券	枚	m ³	m ³	
受入単価	昼 / 夜		(地山 1 m ³ 当たり)		円
支払予定日及び支払金額	月 日		(税込)		円
累計発券土量	m ³ (a) + (d)				
受入地通行証必要枚数	枚				
備考欄					
工事請負者担当者(氏名)			(電話)	(携帯)	
入金案内及び券送付先(FAX)			(宛名)		
(郵便番号)			(住所)		

注意

- 1) 承諾番号は第2回目以降の発券申請の場合にご記入ください。
- 2) 積載土量(地山)は使用車輛のトン数を平均単位体積重量で除し、小数第三位以下を切り捨てた数量とします。
(例) 平均単位体積重量が1.8 t/m³の場合 10 t車…5.55m³、4 t車…2.22m³、3 t車…1.66m³、2 t車…1.11m³

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

(記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発券申請書(第1回)

[承諾番号 _____]

(株) ㈱建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

法人名 首都圏建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 (印)

次のとおり土砂搬入管理券の発券を申請します。

搬入申込土量 ÷ 積載土量
(端数切上)

搬入先(受入地名)	青梅地区(ケ)				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	平成〇〇年水23号 広域町水道送水管敷設工事				
搬入申込土量	2,000.00 m ³				
既発券土量	0 m ³ (a)				
今回発券枚数 及び発券土量	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)	発券土量の合計 (d)
	10t車券	217枚	5.55 m ³	1,204.35 m ³	1,204.35 m ³
	t車券	枚	m ³	m ³	
t車券	枚	m ³	m ³		
受入単価	(昼) / 夜	(地山 1 m ³ 当たり)			2,240 円
支払予定日及び支払金額	6月22日	(税込)			2,913,563 円
累計発券土量	1,204.35 m ³ (a) + (d)				
受入地通行証必要枚数	10 枚				
備考欄					
工事請負者担当者(氏名) 建設 次郎 (電話) 000-000-0000 (携帯) 000-0000-0000 入金案内及び券送付先(FAX) 000-000-0000 (宛名) 首都圏建設(株)〇〇作業所 (郵便番号) 123-0045 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇123					

注意

- 承諾番号は第2回目以降の発券申請の場合
- 積載土量(地山)は使用車輛のトン数を平均量とします。

(例) 平均単位体積重量が1.8 t / m³の場合 10 t 車...5.55 m³、4 t 車...2.22 m³、3 t 車...1.66 m³、2 t 車...1.11 m³

$\text{発券土量の合計} \times \text{受入単価} = A \text{ (1円未満切捨て)}$ $A \times 1.08 \text{ (消費税)} = \text{支払金額 (1円未満切捨て)}$

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

地質分析（濃度）結果証明書

様

年 月 日

発生事業者名と一致していること

発行番号
分析機関名
代表者
所在地
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士

印

印

発行番号、検体区分・番号が入っていることを確認してください。

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境庁告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり報告いたします。

依頼日は試料採取日
または翌日

(検体区分・番号)

計量	計量方法		定量下限値	基準値	計量方法
	検体	単位			
溶出試験	カドミウム	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0102 55、農用地 昭和46.農林省合47号 (0.4mg/kg未満)
	全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)
	有機燐	mg/l		不検出	昭和49.環告第64号付表1、日本工業規格K010231.1のガスマトグラフ法以外のもの
	鉛	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0102 54
	六価クロム	mg/l		0.05以下	日本工業規格 K0102 65.2
	砒素	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0102 61
	総水銀	mg/l		0.0005以下	昭和46.環告第59号付表1
	アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46.環告第59号付表2、昭和49.環告第64号付表3
	PCB	mg/l		不検出	昭和46.環告第59号付表3
	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/l		0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	トリクロロエチレン	mg/l		0.03以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1
	チウラム	mg/l		0.006以下	昭和46.環告第59号付表4
シマジン	mg/l		0.003以下	昭和46.環告第59号付表5第1、第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02以下	昭和46.環告第59号付表5第1、第2	
ベンゼン	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.2	
セレン	mg/l		0.01以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3	
ふっ素	mg/l		0.8以下	日本工業規格 K0102 34.1、昭和46.環告第59号付表6	
ほう素	mg/l		1以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、昭和46.環告第59号付表7	
含有量試験	銅（農用地）	mg/kg		125未満	昭和47.総令66号第1条第3項及び第2条
	砒素（農用地）	mg/kg		15未満	昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条
	水銀及びその化合物	mg/kg		15以下	昭和46.環告第59号付表1
	カドミウム及びその化合物	mg/kg		150以下	日本工業規格 K0102 55
	鉛及びその化合物	mg/kg		150以下	日本工業規格 K0102 54
	砒素及びその化合物	mg/kg		150以下	日本工業規格 K0102 61
	六価クロム化合物	mg/kg		250以下	日本工業規格 K0102 65.2
	ふっ素及びその化合物	mg/kg		4,000以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、昭和46.環告第59号付表6
	ほう素及びその化合物	mg/kg		4,000以下	日本工業規格K0102 47.1 47.3 昭和46.環告第59号付表7
	セレン及びその化合物	mg/kg		150以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3
シアン化合物	mg/kg		(遊離シアン) 50以下	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)	
検体の性状	形状		色		におい
備考	発生場所： 発生事業者名：	工事名：			

※ 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：

この様式を使用する受入地
「市川港」、「城南島」、「大磯町磯港」、
「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」

※「城南島」についてはUCR担当者に相談してください。

(様式 5-2)

第四号様式(第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第二項)

地質分析(濃度)結果証明書

年 月 日

様

発生事業者名と一致して
いること

発行番号

分析機関名

代表者

印

発行番号、検体区分・番号が入っ
ていることを確認してください。

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法
により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)

計量の	計量 単位	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l	0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l	不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く)
有機燐	mg/l	不検出	昭和49.環告第64号付表1 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l	0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l	0.05	日本工業規格 K0102 65.2
砒(ひ)素	mg/l	0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l	0.0005	昭和46.環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l	不検出	昭和46.環告第59号付表2、昭和49.環告第64号付表3
P C B	mg/l	不検出	昭和46.環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/l	0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/l	0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/l	0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/l	0.006	昭和46.環告第59号付表4
シマジン	mg/l	0.003	昭和46.環告第59号付表5第1、第2
チオベンカルブ	mg/l	0.02	昭和46.環告第59号付表5第1、第2
ベンゼン	mg/l	0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/l	0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3
ふっ素	mg/l	0.8	日本工業規格 34.1、昭和46.環告第59号付表6
ほう素	mg/l	1	日本工業規格 47.1、47.3、昭和46.環告第59号付表7
農用地田 に限る	砒素 mg/kg 銅 mg/kg	15 125	昭和50.総令第31号第1条第3項及び第2条 昭和47.総令第66号第1条第3項及び第2条
検体の性状	形状	色	におい
備考	発生場所： 発生事業者名：	工事名：	

*計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び
事業者の所在地：

第九号様式（第八条第二項）

土砂等発生元証明書

年 月 日

特定事業者名

様

発生元事業者

住 所

事業者名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工事施工場所	
発 注 者	
工事施工期間	
当該工事に係る土砂等発生総量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5, 000 m ³ 以内）
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	有 ・ 無 別紙のとおり
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	（一時たい積特定事業場） 住所 氏名 （埋立て等の事業場） 住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に規定する区分を記載すること。

提出が必要な受入地
「市川港」、「城南島」、「大磯町磯港」、
「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」
 ※「城南島」についてはUCR担当者に相談してください。

(記入例)

第九号様式（第八条第二項）

土砂等発生元証明書

特定事業者名 ← 記入しないでください。 → 年 月 日
 様

発生元事業者
 住 所 **広域町大字利用**
 事業者名 **首都圏建設株式会社**
 代表者又は現場責任者 **代表取締役 首都圏 太郎** (印)

工事請負者を記入してください。
代表者等の職印を押してください。

必ず担当者名を記入してください。

担当者 **建設 次郎**
 電話番号(携帯) **〇〇〇-●●●●-△△△△**

担当者の携帯等直接連絡可能な電話番号を記入してください。

発生元事業者、工事名、工事施工場所は「地質分析(濃度)結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和37年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	平成〇〇年水25号 広域町水道送水管敷設工事	
工事施工場所	広域町大字利用	
当該工事での土砂発生総量 (工事全体の土量)	広域町水道建設事務所	
当該工事に係る土砂等発生総量	7,000.00 m³ (うち搬出契約量 m³)	
今回の証明に係る土砂等の量	2,000.00 m³ (5,000 m ³ 以内)	
発生土砂等の地質分析(濃度)結果証明書の有無	有 ・無 別紙のとおり	
発生土砂等の区分	第三種建設発生土	
発生土砂等運搬契約者名	住所 広域町中央1-2 氏名 (株)資源工業	下の行は記入しないでください。
	住所 氏名	
	住所 氏名	
	住所 氏名	
発生土砂等埋立事業者名	(一時たい積特定事業場) 住所	記入しないでください。
	(埋立て等の事業場) 住所 氏名	

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

別記様式第8号 (第9条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

_____様

住 所

発生元事業者 事業者名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次の工事 等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する
廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工事等施工場所	
発 注 者	
工事等施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (5,000 m ³ 以内)
発生土砂等の計量 証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
発生土砂等最終処分事業者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

別記様式第8号 (第9条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

様

記入しないでください。

住所 広域町大字利用

発生元事業者 事業者名 首都圏建設株式会社

代表者又は現場責任者

代表取締役 首都圏太郎

又は 現場代理人 建設次郎

電話番号 〇〇〇-●●●●-△△△△



次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法
棄物ではありません。

発生元事業者、工事名、工事施
工場所は「地質分析(濃度)結
果証明書」の備考欄の記載と一
致させてください。

工事等名	平成〇〇年水25号 広域町水道送水管敷設工事
工事等施工場所	広域町大字利用
発注者	契約工期を記入してください。
工事等施工期間	平成〇〇年6月1日～平成〇〇年2月15日
当該工事での土砂発生総量	記入しないでください。
当該工事等に係る土砂等発生量	7,000.00 m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	2,000.00 m ³ (5,000 m ³ 以内)
発生土砂等の計量 証明書の有無	有 今回の証明に関し、搬入する土量 (別途土量計算必要)
発生土砂等の区分	第三種建設発生土
発生土砂等運搬契約者	住所(法人にあっては) 必ず記入してください。 氏名(法人にあっては)
発生土砂等最終処分事業者	住所(法人にあっては) 記入しないでください。 氏名(法人にあっては)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

(様式 7-1)

第三号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名

印

連絡先電話

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	
報告区分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）
採取年月日	
採取日の天候	
地質分析の場合の 採取深度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状況測定（濃度）結果証明書に記載された番号等を記載すること。

提出が必要な受入地
「市川港」、「城南島」、「大磯町磯港」、
「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」

※「城南島」についてはUCR担当者に相談してください。

(記入例)

第三号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名

採取された方の所属、氏名、
連絡先を記入し、押印して
ください。(採取者は工事請
負業者、分析機関のいずれ
でも可)

印

連絡先電話

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の
検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	123456 - A	「地質分析（濃度）結果証明書」の 検体区分・番号を転記してください。
報告区分	地質（表土・ 搬入 ・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）	
採取年月日	平成〇〇年5月10日	原則として、採取日の翌日までに 分析機関に依頼してください。
採取日の天候	晴れ	
地質分析の場合の 採取深度	GL - 0.5m, GL - 1.5m, GL - 2.5m, GL - 3.5m, GL - 4.5m	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状
況測定（濃度）結果証明書に記載された番号等を記載すること。

別記様式第9号 (第9条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

住 所
採取者 所 属
職 氏 名
電 話 番 号

印

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・廃止・完了） 水質（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

別記様式第9号 (第9条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

採取者 住所
所属
職氏名
電話番号

採取された方の所属、氏名、
連絡先を記入し、押印して
ください。(採取者は工事請
負業者、分析機関のいずれ
でも可)

印

別添計量証明書 (地質・水質) の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	123456-A	「地質分析 (濃度) 結果証明書」の 検体区分・番号を転記してください。
報告区分	地質 (搬入・定期・廃止・完了) 水質 (定期・廃止・完了)	
採取年月日	平成〇〇年5月10日	原則として、採取日の翌日までに 分析機関に依頼してください。
採取日の天候	晴れ	
地質分析の場合の 採取深度	GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

工期延伸や土量増の時に提出が必要な受入地
「三郷市番匠免」、「市川港」、「城南島」、
「大磯町磯港」、「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」

(様式 8)

平成 年 月 日

工期・発生土量の変更に伴う証明書

工 事 名 :

路線・河川・区域名 :

工 事 場 所 :

上記の工事について、() の理由
から、工期を平成 年 月 日まで延伸し、発生土量を () m³
から () m³に変更したことに相違ありません。

発注機関 (所属・役職)

担当者名

印

発生元事業者

事業者名

代表者名

印

申込土量より搬入土量が少ない場合は、必ず提出してください。

- ・未使用券がある場合
- ・設計変更により搬入土量が減となった場合

(様式 9)

年 月 日

土砂搬入完了精算書

[承諾番号 _____]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所

法人名

代表者職氏名

印

次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先 (受入地名)					
発 注 機 関					
工 事 名					
搬 入 申 込 土 量	m ³				
搬 入 完 了 土 量 (券 換 算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	t 車券	枚	m ³	m ³	m ³
	t 車券	枚	m ³	m ³	
	t 車券	枚	m ³	m ³	

上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。

未 使 用 返 却 券 枚 数 及 び 返 却 券 土 量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計	
	t 車券	枚	m ³	m ³	m ³	
	t 車券	枚	m ³	m ³		
	t 車券	枚	m ³	m ³		
受 入 単 価	昼 / 夜		(地山 1 m ³ 当たり)		円	
還 付 金 額	(税込)				円	
還 付 先	金融機関・支店名	口座名義人 (フリガナ)	科目	口座番号		
	銀行 支店	()	当座・普通			
備考欄						
工事請負者担当者 (氏名)			(携帯)			
(電話)			(FAX)			

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関 (所属)

監督員 (氏名)

(電話)

印

(FAX)

注意 1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なる時、双方の関係をご記入ください。

[記入例は次ページ](#)

(記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

土砂搬入完了精算書

[承諾番号 都-123456]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所 **東京都渋谷区渋谷2-17-5**

法人名 **首都圏建設株式会社**

代表者職氏名 **代表取締役 首都 太郎** (印)

使用枚数 + 返却券枚数 = 発券枚数となります。

搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先 (受入地名)	青梅地区 (ケ)				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	平成〇〇年水23号 広域町水道送水管敷設工事				
搬入申込土量	2,000.00 m ³				
搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	10 t 車券	339 枚	5.55 m ³	1,881.45 m ³	1,881.45 m ³
	t 車券	枚	m ³	m ³	
t 車券	枚	m ³	m ³		

上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。

未使用返却券枚数 及び 返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計
	10 t 車券	22 枚	5.55 m ³	122.10 m ³	122.10 m ³
	t 車券	枚	m ³	m ³	
t 車券	枚	m ³	m ³		

受入単価	(昼) / 夜	(地山 1 m ³ 当たり)	2,240 円
------	----------------	---------------------------	----------------

還付金額	(税込)	295,384 円
------	------	------------------

還付先	金融機関・支店名	口座名義人 (フリガナ)	科目	口座番号					
	〇〇 銀行 〇〇 支店	(シブケンケンカブシカイシャ) 首都圏建設株式会社	当座・ (普通)	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考欄	
-----	--

工事請負者担当者 (氏名)	建設 次郎	(携帯)	000-0000-0000
(電話)	000-000-0000	(FAX)	000-000-0000

返却券土量の合計 × 受入単価 = A (1円未満切捨て)
A × 1.08 (消費税) = 還付金額 (1円未満切捨て)

上記のとおり相違ないことを申し添えます

発注機関 (所属)	広域町広域水道建設事務所
監督員 (氏名)	上水 道男 (印)
(電話)	000-000-0000 (FAX) 000-000-0000

注意 1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。

土 砂 搬 入 完 了 届

[承諾番号 _____]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所

法人名

代表者職氏名

現場代理人 氏名

印

次のとおり搬入申込土量全量の搬入が完了したので届け出ます。

搬入先 (受入地名)	
発 注 機 関	
工 事 名	
搬 入 申 込 土 量	m ³
搬 入 完 了 土 量	上記搬入申込土量のとおり
備 考 欄	
工事請負者担当者 (氏名)	
(電話)	(FAX)

注意

1) 土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。

※ 土砂搬入完了精算書や土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は当書類(土砂搬入完了届)の提出は不要です。

土砂搬入完了確認依頼書

[承諾番号 _____]

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所

法人名

代表者職氏名

印

次のとおり建設発生土の搬入を完了したので確認書の発行を依頼します。

搬入先(受入地名)					
発注機関					
工事名					
工事場所					
搬入申込土量	m ³				
搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	t車券	枚	m ³	m ³	m ³
	t車券	枚	m ³	m ³	
	t車券	枚	m ³	m ³	
土砂搬入開始日	年 月 日				
土砂搬入完了日	年 月 日				
工事請負者担当者(氏名)	(電話)		(FAX)		
完了確認書送付先(宛名)	(郵便番号)		(住所)		

注意

- 1) 土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。
- 2) 土砂搬入完了確認書の発行を希望する場合は必ず当書類を提出してください。

見 本

(その他)

平成〇〇年11月10日

土砂搬入完了確認書

首都圏建設株式会社

代表取締役 首都圏 太郎 様

株式会社 建設資源広域利用センター

次の工事のUCR受入地への土砂の搬入は、下記のとおり完了したことを確認します。

1. UCR承諾番号 第 都 - 0 1 2 3 4 5 号
2. 発注機関 広域町水道建設事務所
3. 工事名 平成〇〇年水23号 広域町水道送水管敷設工事
4. 工事場所 広域町大字利用

記

搬入受入地	青梅地区(ケ)	
搬入土量	申込土量	2,000.00 m ³
	完了土量(券換算)	2,003.55 m ³

土砂搬入期間 自 平成〇〇年7月3日 至 平成〇〇年11月6日

提出が必要な受入地
「青梅地区」、「八王子地区」、
「相模湖鶴島土地改良区」、「上野原市八ツ沢地区」

(様式 12-1)

年 月 日

運搬車両一覧表

工事名 _____

工事請負者 _____

運搬事業者名 _____

住所 _____

電話番号 _____

	ナンバー	背番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

* 注 排ガス規制をクリアしていない車両は使用できません

* 注 車検証・運転免許証等の写しを添付する必要はありません

提出が必要な受入地
「利根川上流」、「秋ヶ瀬ヤード」

(様式 12-2)

運搬車輛一覽表

承諾番号 _____
 発注者 _____
 工事件名 _____
 請負業者 _____
 電話番号 _____

No.	メーカー	積載重量 (t)	登録番号	車番	初年度登録年月	型式	粒子状物質排出基準(条例)の適合			運搬事業者	表示番号
							基準を満たす車	減少装置装着車 ステッカー有無	規制が猶予される車		
例	いすゞ	10	大宮123あ	1123	13.9	KK-		有		〇〇土建	大宮建1234
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

※ 条例(九都県市)で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は搬入できません。

※ 車検証の備考欄に記載されている「NOX・PM適合」の有無は条例の適否を示すものではありません。

型式 : 自動車検査書の「型式」欄の識別記号を記入する。

基準を満たす車 : 新しい形式のディーゼル車(基準に適合する型式)規制対象外。

減少装置装着車 : 条例に定める規制対象車に「粒子状物質減少装置」を装着した車。

規制が猶予される車 : 新車登録から7年間の猶予期間内の車。

平成26年度 UCR建設発生土受入地一覧表

都・県	番号 ／ 新規	受入地		事業担当機関	事業内容	受入 予定時期 (月)	受入 土量 (万m ³)	受入単価 (予定) 円/地山m ³ 消費税含まず
		名称 (UCR呼称)	所在地					
茨城	1 継続	利根川築堤大福田ヤード	猿島郡五霞町大福田地先	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	4～3	20.0	450
	2 新規	圏央道(境～坂東)	猿島郡境町山崎地先～坂東市富田地先	国土交通省 北首都国道事務所	道路盛土	4～3	100.0	450
千葉	3 新規	利根川築堤船戸ヤード	柏市船戸地先	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	4～3	4.0	450
	4 継続	柏市柏北部東地区	柏市小青田地先他	(独)都市再生機構	区画整理	4～3	15.0	450
	5 継続	八千代市西八千代北部地区	八千代市大和田新田地先			6～10	3.0	450
	6 継続	市川港	市川市千鳥町14-4	(株)サンドテクノ	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4～3	10.0	昼間 3,050 夜間 3,200
埼玉	7 新規	利根川築堤下村君ヤード	羽生市下村君地先	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	4～3	5.0	450
	8 継続	さいたま市秋ヶ瀬ヤード	さいたま市桜区下大久保地先	国土交通省 荒川上流河川事務所	一般堤防	4～3	50.0	450
	9 新規	新たな森公園	春日部市下大増新田地先	埼玉県公園スタジアム課 越谷県土整備事務所	公園整備	7～3	20.0	450
	10 継続	幸手市幸手中央地区	幸手市平須賀地内	埼玉県 地域整備事務所	宅地造成	4～8	12.5	450
	11 新規	大宮駅西口第四地区	さいたま市大宮区桜木町1丁目	さいたま市 大宮駅西口まちづくり事務所	宅地造成	11～3	0.5	450
	12 新規	南与野駅西口地区	さいたま市中央区鈴谷1,2丁目	さいたま市 与野まちづくり事務所	宅地造成	8～12	1.0	450
	13 継続	川口市赤山	川口市大字赤山地先	川口市 歴史自然公園・火葬施設整備室	公園等施設整備	4～3	5.0	450
	14 新規	ふじみ野市給食センター	ふじみ野市中福岡字宮田122	ふじみ野市 学校給食課	宅地造成	5～6	0.4	450
	15 新規	鳩山町今宿東地区	鳩山町大字赤沼2474	鳩山町 まちづくり推進課	宅地造成	5～8	0.6	450
	16 継続	三郷市番匠免	三郷市番匠免1173-1	新里開発(株)	採石場復旧 (中継基地)	4～3	30.0	昼間 2,950 夜間 3,130
17 新規	八潮市垢	八潮市大字垢544-2	飯島興業(株)	林地造成 (中継基地)	4～3	10.0	3,000	
神奈川	18 継続	大磯町大磯港	中郡大磯町大磯1398番地3号	湘南総合企画(株)	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4～3	10.0	3,140
	19 継続	中井町雑色	足柄上群中井町雑色字峰ノ畑719-1	足柄採石(株)	林地造成	4～3	2.0	2,350
	20 継続	横須賀市久里浜港	横須賀市久里浜8丁目2567番62	(株)マルモリ	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4～3	10.0	3,060 (円/ほくLm ³)
	21 継続	横浜鈴葉埠頭	横浜市神奈川区鈴葉町4	中央産業(株)	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4～3	20.0	3,500
東京	22 継続	荒川下流築堤小台	足立区小台地先			11～2	1.0	
	23 継続	荒川下流築堤江北右岸	北区豊島地先	国土交通省 荒川下流河川事務所	一般堤防	11～2	1.0	450
	24 継続	荒川下流築堤鹿浜	足立区鹿浜地先			11～2	1.5	
	25 継続	青梅地区(エ)	青梅市成木8-452			4～3	20.0	
	26 継続	青梅地区(オ)	青梅市成木5-1390			4～3	2.0	
	27 継続	青梅地区(カ)	青梅市成木6-1-1			4～3	10.0	
	28 継続	青梅地区(キ)	西多摩郡日の出町大久野2650	東京活用土協同組合	採石場復旧	4～3	30.0	2,240
	29 継続	青梅地区(ク)	青梅市成木8-465-1			4～3	10.0	
	30 継続	青梅地区(ケ)	青梅市成木8-877			4～3	15.0	
	31 継続	青梅地区(コ)	青梅市成木6-536			4～3	12.0	
	32 継続	八王子地区(2)	八王子市美山町388番地			4～3	25.0	
33 継続	城南島	大田区城南島3丁目14番地	(株)大倉	採石場復旧 (中継基地)	4～3	25.0	昼間 3,050 夜間 3,230	
山梨	34 継続	相模湖鶴島土地改良区	上野原市鶴島廻り戸397-4番地	鶴島土地改良区 業務代行者:日宝工業(株)	農地造成	4～3	20.0	2,200
	35 継続	上野原市八ッ沢地区	上野原市八ッ沢1511番地	東亜建設工業(株)	グラウンド造成	4～7	6.0	2,200

各受入地の条件等は変更する場合があります。UCRのホームページで確認するとともに、UCR担当者に事前相談をするようにお願いします。

番号	土質条件					最大粒径 (mm)	試験項目			その他項目				特記事項	
	受入可能土質						地質分析 溶出	ダイオキシン 含有	土質試験	発生元 証明書	試料採取 調査書	土質立 会実施	夜間 搬入可	受入地ごとの注意事項	注意事項等の内容
	1種	2種	3種	4種	改良土										
1	○	○	○	×	△要相談	100	○	○	○	×	×	△	×	(注1)	「改良土」について ○:セメント系改良土、石灰系改良土 ともに受入可。 セメント系改良土については、建設省 技研発第48号による六価クロム溶出 試験を実施すること。
2	○	○	○	×	○	100	○	○	○	×	×	○	×	・5,000m ³ 未満の場合は要相談。 ・改良土はセメント・石灰系以外は要相談。	
3	○	○	○	×	△要相談	100	○	○	○	×	×	△	×	(注1)	△:石灰系改良土のみ受入可。
4	○	○	○	×	×	100	○	○	○	×	×	○	×	・受入土量、受入期間について相談可。 (注2・3)	要相談:時期、土量、土質性状により、 受入が可能な場合がある。
5	○	○	○	×	×	100	○	○	○	×	×	○	×	・受入土量、受入期間について相談可。 (注2・3・4)	「地質分析」について 地質分析試験において溶出試験26 項目の他に、含有試験2項目(砒素、 銅)、9項目または11項目(2+9)を 実施すること。
6	○	○	○	×	×	100	○	○	×	×	○	○	×	・夜間30台/日以上であれば受入可能。 ・休日の受入については相談可。 (注3・4・5・9)	
7	○	○	○	×	△要相談	100	○	○	○	×	×	△	×	(注1)	「土質立会実施」について ○:全件について実施。
8	△要相談	○	○	×	×	100	○	○	○	×	×	△	×	・1,000m ³ 未満の場合は要相談。	△:土量等の条件により実施。 各試験結果及び土質等を現場で確認 する。
9	×	○	○	○	×	100	○	○	○	×	×	△	×	・民間工事の建設発生土も受入可能。 ・1,000m ³ 未満の場合は要相談。	(注1) ・原則として一現場からのほぼ均質な 発生土が2,000m ³ 以上あること。 2,000m ³ 未満の場合は相談を要する。 ・改良土は、場合により受け入れられない 場合もあるため相談を要する。 ・粒径37.5mm以上のものが30%以上 混入しているものは不可。 ・油臭、臭臭のするものは不可。 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく 汚染状況重点調査地域に指定された 箇所からの搬出は、安全性の確認を要 する。
10	○	○	○	×	△要相談	100	○	○	○	×	×	○	×		・その他、河川土工マニュアル(平成21 年4月(財)国土技術研究センター) に記載する「築堤材料に望ましい土 (66頁)」等による条件あり。(※参照)
11	×	×	○	×	×	100	○	○	○	×	×	○	×		
12	○	○	○	×	×	100	○	○	○	×	×	△	×		
13	○	○	○	×	×	100	○	○	○	×	×	△	×	・受入前の放射線量測定は要協議。	
14	○	○	○	×	×	100	○	○	○	×	×	○	×		
15	○	○	×	×	×	100	○	○	○	×	×	○	×	(注2) ・5,000m ³ 未満の場合は相談を要する。	
16	○	○	○	×	×	100	○	○	×	×	×	○	○	(注3・6) ・受入地毎に1日当たりの台数制限あり。	
17	○	○	○	×	×	100	○ + 水素イオン	○	×	×	○	○	×	(注4) ・受入前に加え、受入後に地質分析 (溶出)試験を要する。	
18	○	○	○	×	×	100	○	○	×	×	○	○	×	(注5・6・7)	
19	○	○	○	×	要相談	300	○	×	×	×	×	×	×	・受入地搬入時にPHが3.5~8.0の 範囲内であること。(簡易検査を実施) (注8)	(注5) ・地質分析試験の有効期限は試料採取 日から6ヶ月間とする。
20	○	○	○	×	×	100	○	○	×	×	○	○	×	(注5・6・7・12) ・試料は密閉容器に入れ、採取後、翌日 までに試験機に持ち込む。	(注6) ・試料は密閉容器に入れ、採取後、翌日 までに試験機に持ち込む。
21	○	○	○	×	×	100	○	○	×	×	○	○	×	(注5・6・7・9)	
22															(注7) ・掘削深度が5.0mを超える場合は、 試料採取位置等について、事前協議 が必要となる。
23	×	×	○	×	×	100	○	○	○	×	×	△	×	(注10)	・発生土砂の対象区域が確認できる 図面(平面図、断面図に着色等)他の 資料が必要となる。
24															
25															(注8) ・発生元の土地が河川、特定事業場等の 場合は相談を要する。
26					△要相談										
27															(注9) ・地質分析試験項目の各基準値の8割 までを受入可とする。
28					×										(注10) ・1,000m ³ 以上の工事のみ受入が可能 である。
29	○	○	○	×		300	○	○	△	×	×	×	×	・八王子地区(2)へ搬入する場合、4t 以上の搬入車両については、八王子 採石協会に登録されているものに限 る。 (注3・11)	・その他、河川土工マニュアル(平成21年 4月(財)国土技術研究センター)に記載 する「築堤材料に望ましい土(66頁)」等 による条件あり。(※参照)
30															
31					△要相談										(注11) ・河川、湖沼等から発生する水底土砂の 場合のみ、ダイオキシン試験を実施す る。
32															(注12) ・仮置場の土砂は原則、受入不可。
33	○	○	○	×	×	100	○ + 水素イオン	○	×	×	○	○	×	・夜間、休日は60台/日以上であれば受 入可能。 (注5・6・7)	
34	○	○	○	×	△	300	○	○	△	×	×	×	×	(注3・11)	※参照※ ・「河川土工マニュアル」の他、「建設発生 土利用マニュアル第3版(独)土木研究 所)」の63頁を参照。
35	○	○	○	×	×	300	○	○	×	○	×	○	×	・別途、事業担当機関が土質立会時に 試料採取し必要な試験を実施。 (注3)	

試験実施前に、工事平面図・標準横断図・土質柱状図などをご用意の上、試験項目や頻度について、UCR担当者までご相談ください。

【試験項目】

◎地質分析（土壌分析）試験について

- ・ 試料の採取は、専門の機関に依頼してください。
- ・ 地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
- ・ 土量によらず必ず実施してください。試験項目、試料採取方法等は受入地ごとに異なります。（当社に事前確認を）
- ・ 試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m³毎に1回。（異なる受入地有り）
- ・ 試料は、1検体について5か所から採取し、5地点混合方式で試験を実施します。（採取深度、平面位置は事前相談を）
- ・ 計量方法は、「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正 平成22年6月16日環境省告示第37号）、及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）によります。

地 質 分 析 試 験 項 目				
計 量 の 対 象		単 位	基 準 値	計 量 方 法
溶 出 試 験 (26 項 目)	カドミウム	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0102 55、 農用地 昭和46.農林省令47号 (0.4mg/kg未満)
	全シアン	mg/l	不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)
	有機燐	mg/l	不検出	昭和49.環告第64号付表1、 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの
	鉛	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0102 54
	六価クロム	mg/l	0.05以下	日本工業規格 K0102 65.2
	砒素	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0102 61
	総水銀	mg/l	0.0005以下	昭和46.環告第59号付表1
	アルキル水銀	mg/l	不検出	昭和46.環告第59号付表2、昭和49.環告第64号付表3
	PCB	mg/l	不検出	昭和46.環告第59号付表3
	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,2-ジクロロエチル	mg/l	0.004以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ジクロロエチル	mg/l	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエチル	mg/l	0.04以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエチル	mg/l	1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエチル	mg/l	0.006以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	トリクロロエチル	mg/l	0.03以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチル	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
	チウラム	mg/l	0.006以下	昭和46.環告第59号付表4
	シマジン	mg/l	0.003以下	昭和46.環告第59号付表5第1、第2
	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	昭和46.環告第59号付表5第1、第2
	ベンゼン	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	セレン	mg/l	0.01以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	ふっ素	mg/l	0.8以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、 昭和46.環告第59号付表6
	ほう素	mg/l	1以下	日本工業規格 47.1、47.3、47.4
その他の試験	水素イオン	-	4以上9以下	日本工業規格 K0102.12.1
	油分	mg/l	15以下	昭和51年2月27日環境庁告示第3号
	備 考	・土量によらず各受入地とも26項目を必ず実施すること		
含 有 量 試 験 (11 項 目)	銅 (農用地)	mg/kg	125未満	昭和47.総令66号
	砒素 (農用地)	mg/kg	15未満	昭和50.総令31号
	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	昭和46.環告第59号付表1
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 55
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 54
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 61
	六価クロム化合物	mg/kg	250以下	日本工業規格 K0102 65.2
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、 昭和46.環告第59号付表6
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	シアン化合物	mg/kg	50以下	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)
	備 考			

◎ダイオキシン類の含有濃度試験について

- ・ 試料採取及び試験は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼してください。
- ・ 試験結果として、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書(分析結果)と特定計量証明事業者認定証写し」を提出してください。
- ・ 試験頻度は、土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m³毎に1回実施してください。（異なる受入地あり、事前相談を）
- ・ 試料は、原則として、各層の深さ5cmの土壌について、5地点から採取し、5地点混合方式で試験を実施します。
- ・ 基準値については、土壌 1,000pg-TEQ/g以下、水底の底質 150pg-TEQ/g以下とします。（異なる受入地有り）
- ・ 判断基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号・最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号）によります。
- ・ 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）によります。

◎土質試験について

- ・ 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	試験頻度	
土粒子の密度試験	JIS A 1202	事業内容が 「一般堤防」 「宅地造成」 「区画整理」 等の受入地の場合 ↓ 土質区分毎に1回実施	事業内容が 「高規格堤防」 「区画整理（(独)都市再生機構）」 一部の「一般堤防」及び「区画整理」 等の受入地の場合 ↓ 土質区分毎、 かつ同一土質区分で 5,000m ³ 毎に1回実施
土の含水比試験	JIS A 1203		
土の粒度試験	JIS A 1204		
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228		
土のpH試験★	JGS 0211		
土の工学的分類法	JGS 0051		
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		
土の湿潤密度試験	JIS A 1225		
土の透水試験	JIS A 1218		

★:pH値は、水質汚濁防止法の許容限度 5.8以上8.6以下を満足すること。

【注意事項】

- ※ 受入日は、日曜日・国民の祝日（振替日を含む）、夏季休暇（旧盆等）、年末年始を除く平日とし、土曜日については別途受入地ごとに定める。
- なお、受入時間は 8:30~16:30 が標準である。

- ※ 申請手続きに必要な標準処理日数

UCR内審査		UCR外審査	
1週間 (全受入地)	+	2週間	(独)都市再生機構審査 柏市柏北部東地区、八千代市西八千代北部地区
		1週間	千葉県条例等手続き 大磯町大磯港(中継基地)備考①、城南島(中継基地)備考①、 横須賀市久里浜港(中継基地)、横浜鈴繁埠頭(中継基地)備考① 市川港(中継基地)備考①、八潮市坊備考①
			栃木県条例等手続き 三郷市番匠免備考②
			山梨県要綱手続き 相模湖鶴島土地改良区備考③、上野原市ハツ沢地区備考③

備考①：最終受入地が千葉県内のため、千葉県等の土砂条例手続きが必要となります。
 備考②：最終受入地が栃木県内のため、栃木県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。
 備考③：山梨県「土砂運搬適正化指導要綱」他に基づく手続きが必要となります。

- ※ 千葉県内の受入地に1工事当り5,000m³を超える土砂を搬入する場合、千葉県「土砂運搬適正化対策要綱」に基づく協議が必要となります。

- ※ 試験に要する概ねの日数

- ・ 地質分析試験・・・約2週間
- ・ ダイオキシン・・・約4週間
- ・ 土質試験・・・・・・約2週間

なお、試験データ等必要な添付資料が無いものは受付できません。

平成26年度 UCR受入地別建設発生土の有害物質試験項目等一覧表

受入地 地名	荒川下流築堤小台・荒川下流築堤江北右岸 荒川下流築堤鹿浜 柏市北部東・八千代市西八千代北部 幸手市幸手中央・新たな森公園 南と野駅西口地区・川口市赤山			さいたま市秋ヶ瀬ヤード 圏央道(境～坂東) 大宮駅西口第四地区 ふじみ野市給食センター 鳩山町今宿東地区		
	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
有害物質試験	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)
	カドミウム	0.01mg/l以下		カドミウム	0.01mg/l以下	
	鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
	六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
	砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
	全シアン	不検出		全シアン	不検出	
	アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
	有機リン	不検出		有機リン	不検出	
	PCB	不検出		PCB	不検出	
	ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下	
	トリクロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロエチレン	0.03mg/l以下	
	テトラクロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロエチレン	0.01mg/l以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
	四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
	チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
	シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
	ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
	セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下	
	ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下	
	含有試験	水銀及びその化合物		15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)「昭和47.総令66号、昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条」	
カドミウム		150mg/kg以下	カドミウム	150mg/kg以下		
鉛		150mg/kg以下	鉛	150mg/kg以下		
砒素		150mg/kg以下	砒素	150mg/kg以下		
六価クロム		250mg/kg以下	六価クロム	250mg/kg以下		
ふっ素		4000mg/kg以下	ふっ素	4000mg/kg以下		
ほう素		4000mg/kg以下	ほう素	4000mg/kg以下		
セレン		150mg/kg以下	セレン	150mg/kg以下		
遊離シアン		50mg/kg以下	遊離シアン	50mg/kg以下		
銅(農用地)		125mg/kg未満				
砒素(農用地)	15mg/kg未満					
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号	ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号	
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			必要(詳細はUCRホームページ参照)		
試験頻度	5,000m ³ /1回			5,000m ³ /1回		

【改良土】

- セメント系、石灰系改良土を受入れることが可能な受入地は圏央道(境～坂東)
- 石灰系改良土を受け入れることが可能な受入地は利根川築堤大福田ヤード、利根川築堤船戸ヤード、利根川築堤下村君ヤード、幸手市幸手中央、青梅地区(エ)(オ)(カ)(ク)(ケ)(コ)、八王子地区(2)、相模湖鶴島土地改良区
- 要相談は中井町雑色
- ・改良土についてはPH値が5.8以上8.6以下を満足すること。
- ・また、セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を実施すること。

受入地名		利根川築堤大福田ヤード 利根川築堤船戸ヤード 利根川築堤下村君ヤード			上野原市八ツ沢地区			青梅地区(エ)、(オ)、(カ)、 (キ)、(ク)、(ケ)、(コ) 八王子地区(2) 相模湖鶴島土地改良区		
有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)
	カドミウム	0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下	カドミウム		0.01mg/l以下		
鉛	0.01mg/l以下	鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下				
六価クロム	0.05mg/l以下	六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下				
砒素	0.01mg/l以下	砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下				
全シアン	不検出	全シアン	不検出		全シアン	不検出				
アルキル水銀	不検出	アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出				
有機リン	不検出	有機リン	不検出		有機リン	不検出				
PCB	不検出	PCB	不検出		PCB	不検出				
ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下				
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下				
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
四塩化炭素	0.002mg/l以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下				
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下				
チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下				
シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下				
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下				
セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下				
ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下					
銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号、昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)		
砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム	150mg/kg以下		カドミウム	150mg/kg以下			
			鉛	150mg/kg以下		鉛	150mg/kg以下			
			砒素	150mg/kg以下		砒素	150mg/kg以下			
			六価クロム	250mg/kg以下		六価クロム	250mg/kg以下			
			ふっ素	4000mg/kg以下		ふっ素	4000mg/kg以下			
			ほう素	4000mg/kg以下		ほう素	4000mg/kg以下			
			セレン	150mg/kg以下		セレン	150mg/kg以下			
		遊離シアン	50mg/kg以下	遊離シアン	50mg/kg以下					
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号	ダイオキシン類*	150pg-TEQ/g以下	環境省告示第46号	※ 河川・湖沼から発生する水底土砂のみ実施。				
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			必要(詳細はUCRホームページ参照)			不 要			
試験頻度	5,000m ³ /1回			5,000m ³ /1回			5,000m ³ /1回			

受入地名	中井町雑色			市川港※ 三郷市番匠免 大磯町大磯港 横須賀市久里浜港 横浜鈴塚埠頭※			八潮市坊 城南島			
	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	
有害物質試験	溶出試験	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)	総水銀	0.0005mg/l以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成13年3月28日環境省告示第16号)
	溶出試験	カドミウム	0.01mg/l以下		カドミウム	0.01mg/l以下		カドミウム	0.01mg/l以下	
	溶出試験	鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
	溶出試験	六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
	溶出試験	砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
	溶出試験	全シアン	不検出		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
	溶出試験	アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
	溶出試験	有機リン	不検出		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
	溶出試験	PCB	不検出		PCB	不検出		PCB	不検出	
	溶出試験	ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下	
	溶出試験	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
	溶出試験	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
	溶出試験	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
	溶出試験	四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
	溶出試験	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
	溶出試験	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
	溶出試験	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
	溶出試験	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
	溶出試験	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
	溶出試験	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	
溶出試験	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下				
溶出試験	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下				
溶出試験	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
溶出試験	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下				
溶出試験	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下				
溶出試験	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下				
溶出試験					水素イオン濃度	5.8以上8.6以下(城南島) 4.0以上9.0以下(坊)				
含有試験				銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号、昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条」	銅(農用地)	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号、昭和50.総令31号第1条第3項及び第2条」	
				砒素(農用地)	15mg/kg未満		砒素(農用地)	15mg/kg未満		
土質試験	不要			不要			不要			
試験頻度	5,000m ³ /1回			5,000m ³ /1回			5,000m ³ /1回			

※ 有害物質試験項目の8割までを受入可とする。

【改良土】

- セメント系、石灰系改良土を受入れることが可能な受入地は圏央道(境〜坂東)
- 石灰系改良土を受け入れることが可能な受入地は利根川築堤大福田ヤード、利根川築堤船戸ヤード、利根川築堤下村君ヤード、幸手市幸手中央、青梅地区(エ)(オ)(カ)(ク)(ケ)(コ)、八王子地区(2)、相模湖鶴島土地改良区
- 要相談は中井町雑色
- ・改良土についてはPH値が5.8以上8.6以下を満足すること。
- ・また、セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を実施すること。

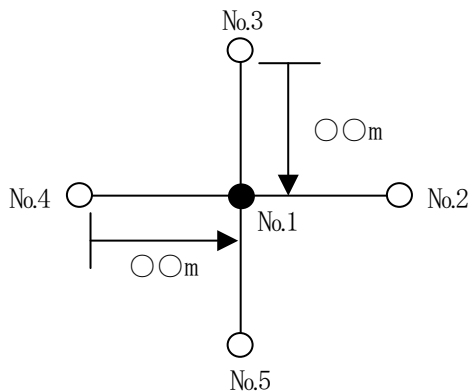
※ 試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。
事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

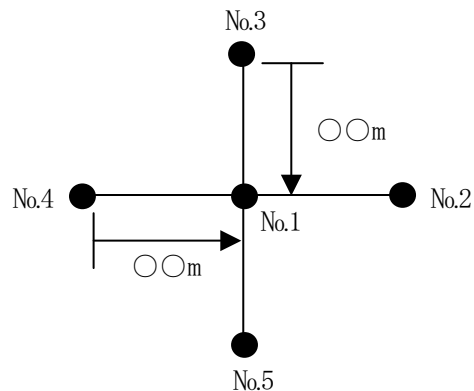
(5地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点 (No.1~No.5) を決定する。

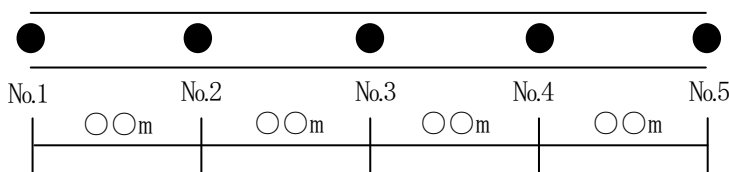
(現場が狭い所)



(現場が広い所)



(道路工事等で延長が長い現場)



(凡例) 試料採取位置

● 地質分析試験項目全項目用

○ 揮発性物質を除く試験項目用

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1~No.5 の各箇所て試料を採取する。
深さは各地層の概ね 50 cm 程度。(ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ 5 cm。)
- ③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器**に入れる。
(揮発性物質検定用は、**ガラスビン**に隙間がないように詰める。)
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑤ **各試料採取箇所の写真撮影** (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑥ 各試料採取後 **1 箇所に 5 箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑦ 採取した試料は**専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う**。
(揮発性物質は混合せず、試料毎に分析を行う。)

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	○○○○○新築工事	
試料採取場所	No.1	GL-3.5m
地質分析 (濃度) 試験試料採取状況		
試料採取者		
所属	(株)○○○○○	
氏名	○○○○○	
採取年月日	平成○○年○○月○○日	
施 工 者	○○○○○建設	立会者 ○○○○

○写真はカラー写真。

○検査試料採取調書と連動します。

○工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。

○深さは地盤高さ (GL) からの下がりとなります。

千葉県に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

(「市川港」、「八潮市垢」、「城南島」、「大磯町大磯港」、
「横須賀市久里浜港」、「横浜鈴繁埠頭」)

(敷地が四角に近い場合の試料採取)



(平 面)

- 5,000 m²毎に1検体。
- 1検体は5か所で採取した試料を混合。
(採取深さは断面を参照)
- 試料採取位置は、敷地全体を代表するように全体に配置。
- 場所的に偏った採取は不可。
- 面積の狭い場合の採取方法は事前に相談を。



(断 面)

- 採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。
(例) 掘削深5mの場合、
GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取
- 汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要もあります。(事前相談を)

(敷地が延長方向に長い場合の試料採取)



- 道路工事など工事敷地が幅に比べて延長方向に長い場合は、延長方向で5点採取して1検体とする。
- 採取深さは表土から床付けまでバランス良く採取する。

写真撮影の注意点

- ① 試料採取の全景
試料を採取する5地点全てのポールが写るように撮影する。
- ② 個々の試料採取状況
個々について採取深さ、採取状況、採取後が確認できるように撮影する。
- ③ 全試料採取後の写真
5か所の試料を並べて撮影する。

【メモ】

【メモ】